

最大5年間で48万円
を支援します。



若者の定住促進及び産業の担い手確保を図るため、UJIターンにより長野市内企業に就職した方の奨学金返還を支援します。

☞対象者（交付申請ができる者） 次の全てを満たす者

- 次のいずれかに該当する者（UJIターン）
 - ア 県外の大学等へ進学した者 長野県外の大学等を卒業し、又は修了した者
 - イ 県外出身者で県内の大学等へ進学した者 大学等への入学の日前に長野県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者であって、長野県内の大学等を卒業し、又は修了した者
- 地元企業へ就職 長野市内に本店又は主たる事業所の住所を有する法人（国、地方公共団体等を除く。）との期間の定めのない労働契約が締結されていること。
- 補助金の交付期間の終了後も引き続き本市に住所を有し、定住する意思があること。
- 認定を申請する日の属する年度の4月1日において30歳未満であること。
- 大学等の在学中に、長野地域※に所在する事業所（本店、支店や営業所）において、インターンシップ、大学等の教育に係る実習などの就業体験に参加していること。

※長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町

☞補助金の交付を受ける場合、在学中※に認定が必要になります！

“長野市に住みたい” “長野市内企業へ就職したい” “長野市周辺で就業体験を実施する（予定）”
対象者（交付申請ができる者）に該当する見込みの学生の皆さん、まずは認定申請を！

※地元企業に就職を予定する年度の前々年度に認定申請 **認定申請締切：令和6年1月31日**

☞対象奨学金（補助対象経費 ※繰上償還額は除きます。）

日本学生支援機構 第一種奨学金・第二種奨学金

☞支援内容

補助率：1/2 上限：年96,000円（月8,000円） 最大：60か月

令和5年度 長野市若者奨学金返還支援事業補助金

認定申請から補助金交付までの流れ(一般的4年制大学の例)

交付を受けようとする方

大学在学中

地元企業に就職を
予定する年度の

**前々年度
(大学3年次)**

令和5年4月
～令和6年3月

就業体験

**前年度
(大学4年次)**

令和6年4月
～令和7年3月

就業体験

就職活動

地元企業への就職後

**交付申請
初年度
(就労1年目)**

令和7年4月
～令和8年3月

就職

<卒業の翌月から数えて7か月目>

奨学金の返還開始

<例>3月卒業の場合…10月から返還開始

**翌年度以降
(就労2年目以降)**

令和8年4月～

奨学金
の返還

(4月～3月)

認定申請締切

↓ 令和6年1月31日

① 認定申請

(申請期限: 就職予定年度の前々年度中)

<認定申請時の提出書類>

- ・認定申請書(様式第1号)
- ・在学証明書(提出日を含めて2か月以内に発行されたもの。)
- ・奨学金貸与証明書
※奨学金の借入を証する書類
- ・(県内学生のみ)住民票の写し
- ・(県内学生のみ)高等学校の卒業証明書など

認定(3年次)

② 補助金交付申請(初回)

(申請期限: 奨学金返還開始前まで)

<交付申請時(就職時)の提出書類>

- ・交付申請書・納付確認同意書(様式第2号)
- ・奨学金返還確認票など奨学金の返還予定額を証する書類
- ・大学等を卒業又は修了したことを証する書類
- ・地元企業との雇用契約書の写しなど
- ・住民票の写し(長野市)
- ・インターンシップ等の就業体験を実施したことがわかる書類

交付決定

③ 実績報告

(報告期限: 当該年度の3月31日まで)

<実績報告時の提出書類>

- ・実績報告書(様式第5号)
- ・就労証明書(様式第6号)
- ・住民票の写し(長野市)
- ・奨学金返還額を証する書類

交付確定

④ 交付請求

交付(お支払い)

補助金交付申請(2年目以降)

※申請内容に変更があった場合や、交付の中止・廃止をする場合は別途届出が必要となります。

補助対象期間(最大60か月分)が終了するまで毎年度、②補助金交付申請→③実績報告→④請求→交付を繰り返します。

【長野市役所】

企画政策部移住推進課

申請内容確認

認定

- ・就労状況
- ・居住状況
- ・返還状況の確認

交付申請額の
算出方法

返還額の1/2
【年間上限: 96,000円】
月額上限: 8,000円
×支払月数

申請額算出例

<初回>
返還額
毎月: 1万円×6月
(10月～翌3月まで)
半年: 4万円×1回
合計: 年10万円
↓
返還額の1/2=50,000円...A
↓
交付補助額上限
月8,000円×6月=48,000円
48,000円<A
⇒48,000円で申請

<2回目>
返還額
毎月: 1万円×12月
(4月～翌3月まで)
半年: 3万円×2回
合計: 年18万円
↓
返還額の1/2=90,000円...A
↓
交付補助額上限=96,000円
A<96,000円
⇒90,000円で申請

<お問い合わせ・申請窓口>

長野市企画政策部移住推進課 移住・定住相談デスク
〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地
TEL:026-224-7721 026-224-8851
E-mail:iju@city.nagano.lg.jp

詳細は
こちらから

